

過去問 子ども家庭福祉

1月7日

問4

次の A ～ D は、子どもの人権に関する歴史的経緯に関する記述である。これらを年代の古い順に並べた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「児童福祉法」の制定
- B 「児童の権利に関するジュネーブ宣言」の採択
- C 日本が「児童の権利に関する条約」を批准
- D 「児童憲章」の制定

1	$A \Rightarrow B \Rightarrow D \Rightarrow C$
2	$B \Rightarrow A \Rightarrow C \Rightarrow D$
3	$B \Rightarrow A \Rightarrow D \Rightarrow C$
4	$B \Rightarrow C \Rightarrow A \Rightarrow D$
5	$B \Rightarrow D \Rightarrow A \Rightarrow C$

回答

3

B ⇒ A ⇒ D ⇒ C

A 1947年 「児童福祉法」の制定

B 1924年 「児童の権利に関するジュネーブ宣言」の採択

C 1994年 日本が「児童の権利に関する条約」を 批准

D 1951年 「児童憲章」の制定

問5

次の文は、「児童の権利に関する条約」第3条の一部である。（ ）にあてはまる記述として正しいものを一つ選びなさい。

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、（ ）。

1	保護者の意向が主として考慮されるものとする
2	親権が主として考慮されるものとする
3	児童の意向が主として考慮されるものとする
4	児童の最善の利益が主として考慮されるものとする
5	父母の同意を得るものとする

回答

4

「児童の権利に関する条約」

全文

前文

この条約の締約国は、
国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会の
すべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、
国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、
国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、
国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、
家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、
児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、
児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、
児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、
国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、
極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、
児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、
あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

問6

次の文は、「児童虐待の防止等に関する法律」第 14 条の一部である。（ A ）～（ C ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

児童の親権を行う者は、児童の（ A ）に際して、（ B ）を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を（ C ）してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

1	A：しつけ	B: 体罰	C：虐待
2	A：しつけ	B: 暴力	C：懲戒
3	A：しつけ	B: 体罰	C：懲戒
4	A：養育	B: 暴力	C：虐待
5	A：養育	B: 体罰	C：虐待

回答 3

児童の親権を行う者は、児童の（ **A：しつけ** ）に際して、（ **B:体罰** ）を加えること
その他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える
行為により当該児童を（ **C：懲戒** ）してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

◎ 児童虐待の防止等に関する法律 第14条第1項 ◎

（親権の行使に関する配慮等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

問7

次の文は、「児童手当法」第1条の一部である。（ A ）～（ C ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

この法律は、（中略）（ A ）の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての（ B ）を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における（ C ）に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

1	A:子ども・子育て支援	B:義務	C:生活の向上
2	A:子ども・子育て支援	B:第一義的責任	C:生活の安定
3	A:子ども・子育て支援	B:第一義的責任	C:生活の向上
4	A:保護者支援	B:義務	C:生活の向上
5	A:保護者支援	B:第一義的責任	C:生活の安定

回答

2

この法律は、（中略）（**子ども・子育て支援**）の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての（**第一義的責任**）を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における（**生活の安定**）に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

昭和四十六年法律第七十三号 児童手当法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

問8

次の【Ⅰ群】の施設名と【Ⅱ群】の説明を結びつけた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

【Ⅰ群】

自立援助ホーム
児童心理治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター

	A	B	C	D
1	ア	ウ	エ	イ
2	イ	ア	ウ	エ
3	イ	ア	エ	ウ
4	エ	ア	ウ	イ
5	エ	ウ	ア	イ

【Ⅱ群】

- ア 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
- イ 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行うことを目的とする施設。
- ウ 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
- エ 児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親等への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居。

回答 5

A-エ B-ウ C-ア D-イ

自立援助ホームは、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の子どもたちに暮らしの場を与える施設です。「働かざるを得なくなった」という意味は、本人に十分な意欲と能力が備わっているか否かにかかわらず、家族も含め他の援助を受けることができない状況で「自立」を強いられた状況を指します。しかしほとんどの場合、15歳の義務教育終了時点で施設や家庭から出て働かなければならない子どもたちは、意欲や能力の面で十分一人で生活できる状況にあるとは言いがたいのが現状です。それにもかかわらず、「自立」させられた場合、職場や生活場面でも困難をかかえ、社会適応ができません。そのような子どもたちに対し、社会的援助が必要だと感じた関係者のボランティア活動によって創設されたのが、現在の「自立援助ホーム」の始まりです。

児童心理治療施設は、児童福祉法43条の2に規定された児童福祉施設です。心理的問題を抱え、社会生活への適応が困難な満20歳未満の子どもたちを対象として短期間の入所を行ったり、保護者の元から通所し、医療的な視点から、生活支援や心理治療を行っています。施設に入所する場合は、児童養護施設や乳児院と同様に児童相談所により措置され、入所します。全国に53の施設がありますが、全ての都道府県に設置されているわけではない為、施設がない県もあります。名称が変わる前は、「情緒障害児短期治療施設」と呼ばれていましたが、2017年4月の児童福祉法改正に伴い、名称が変更となりました。

児童自立支援施設は、児童福祉法第44条に基づく児童福祉施設で各都道府県に設置されています。2020年現在、全国に58箇所の施設があり、その多くが国公立の施設です。児童自立支援施設はかつて「教護院」とも呼ばれ、不良行為をする恐れのある「虞犯傾向」と言われる子どもたちが入所、または通所しながら自立を目指す施設です。18歳までを期限として約1400人の子どもたちが生活しています。

児童家庭支援センターは、1997年の児童福祉法改正法において、新たに児童福祉施設として規定された施設です。児童福祉法では、児童家庭支援センターの目的を「地域の児童福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行なうとともに、保護を要する児童又はその他の保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図ること」（児童福祉法44条の2）としています。社会福祉法上は第2種社会福祉事業で、児童相談所、市町、学校、保健所などの地域の関係と連携しつつ、地域に根ざした相談支援活動を行ないます。児童家庭支援センターは、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設などに付置されています。

問9

次の文のうち、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に示された児童指導員の資格要件として不適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 社会福祉士の資格を有する者
- 2 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 3 子育て支援員の資格を有する者
- 4 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 5 精神保健福祉士の資格を有する者

回答 3

- 1 ○ 適切です。
- 2 ○ 適切です。
- 3 × 不適切です。子育て支援員は児童指導員の資格要件に含まれていません。
- 4 ○ 適切です。
- 5 ○ 適切です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令)

(児童指導員の資格)

第 43 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法 の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法 の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法 の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- 八 学校教育法 の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項 の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 学校教育法 の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

問10 次の文は、「養育支援訪問事業実施要綱」（平成29年4月3日 厚生労働省）の一部である。
（ A ）～（ D ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

3 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- （1） 妊娠期からの（ A ）な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- （2） 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する（ B ）の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- （3） 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の（ C ）等のための相談・支援。
- （4） 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して（ D ）が適切に行われるための相談・支援。

1	A:総合的	B:育児不安	C:精神的安定	D:家庭復帰
2	A:総合的	B:経済的不安	C:発達保障	D:家族再統合
3	A:継続的	B:経済的不安	C:精神的安定	D:家族再統合
4	A:継続的	B:育児不安	C:発達保障	D:家庭復帰
5	A:継続的	B:経済的不安	C:精神的安定	D:家庭復帰

回答

4

養育支援訪問事業実施要綱新旧対照表（案）	
改正後	
別紙	
養育支援訪問事業実施要綱	
1 事業の目的 (略)	(3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や <u>児童</u> の発達保障等のための相談・支援。
	改正後
	(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
2 実施主体 (略)	
3 事業の内容 対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。	
(1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。	
(2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。	

問11

次の文は、「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月 1 日 厚生労働省）第 1 章「総則」の一部である。
（ A ）～（ D ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

児童館は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその（ A ）が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や（ B ）をはじめとする地域の人々とともに、年齢や（ C ）の程度に応じて、子どもの（ D ）を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

1	A:権利擁護	B:保護者	C:発育	D:意見
2	A:自立	B:近隣住民	C:発達	D:表現の自由
3	A:自立	B:保護者	C:発達	D:意見
4	A:権利擁護	B:保護者	C:発育	D:表現の自由
5	A:自立	B:近隣住民	C:発達	D:意見

回答

3

- 1 理念 児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。
- 2 目的 児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である
- 3 施設特性 (1) 施設の基本特性 児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。
 - ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
 - ② 子どもが遊ぶことができる。
 - ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
 - ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
 - ⑤ 年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
 - ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。(2) 児童館における遊び 子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

問14

次の文のうち、福祉型児童発達支援センターに関する記述として適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
- 2 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設とする。
- 3 児童遊園、児童館等、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。
- 4 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。
- 5 障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とする施設とする。

1. × 不適切です。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の「短期入所」に関する記述です。
2. × 不適切です。 福祉障害児入所施設に関する記述です。
3. × 不適切です。 児童厚生施設に関する記述です。
4. × 不適切です。 保育所に関する記述です。
5. ○ 適切です。

第四十三条 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。

一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練

二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療